

# 町立保育園 早朝・延長・土曜日保育を希望される方に

武豊町子育て支援課

令和8年2月10日

平常保育時間を超えて保育が必要な方には、保育時間の延長を行う延長保育等を実施します。

## 早朝・延長・土曜日保育を実施する園

南・富貴・北・西・六貫山・中山・東大高・わかば保育園の8園です。

私立園の詳細については、各園にご確認ください。

## 早朝・延長・土曜日保育が利用できる方

勤務等の時間が平常保育時間を超える方のうち、次の事項に該当する方が利用できます。

- 1 家庭外労働  
月64時間以上の勤務をしている方【常勤・非常勤は問わない】
- 2 家庭内労働  
自営業で、業務の中心者として勤務している方
- 3 出産  
出産予定日の前後、各8週間のうちで必要とする期間
- 4 疾病、病人の看護、家庭の災害、その他等  
上記理由で、それぞれの用件を満たし、延長保育が必要と認めた場合

## 延長する時間

月曜日から土曜日 7時30分～ 8時00分（早朝）

月曜日から金曜日 16時00分～19時00分（延長）

土曜日 8時00分～19時00分

※土曜日の13時以降の保育は、西保育園のみの実施です。西保育園以外の保育園の方で土曜日の13時以降の保育を利用される場合は、朝から西保育園への登園となります。

## 延長保育の申込み

延長保育を希望される方は、延長保育を必要とする月の、前月初日に申し込んでいただきます。

## 延長保育使用料

標準時間認定の方は早朝のみ料金が発生します。

契約時間・契約日数によって使用料が変動します。保育料の引落とし口座等より毎月徴収させていただきます。

利用時間の変更による減額はできません。やむを得ず利用時間を追加した場合は、追加分の使用料は納付書での請求となる場合があります。

ご不明点等ございましたら、お子様の通所している施設の園長、または子育て支援課へお問い合わせください。

延長保育使用料 料金表【月額料金】

	時 間	延長保育使用料	
		10日以下	11日以上
早 朝	7時30分～ 8時00分	500円	1,000円
延 長 (短時間認定 のみ)	16時00分～16時30分	250円	500円
	16時00分～17時00分	500円	1,000円
	16時00分～17時30分	750円	1,500円
	16時00分～18時00分	1,000円	2,000円
	16時00分～18時30分	1,250円	2,500円
	16時00分～19時00分	1,500円	3,000円
土曜日 (短時間認定 のみ)	16時00分～19時00分	2,000円	

また、16時30分以降の利用をされる場合、認定に関わらず、おやつ代月額1,000円を別途徴収します。利用日数が10日以下の場合は、月額半額を徴収します。

### 留意事項

- 1 毎年度、延長保育をはじめる時期は、保育園の生活に慣れていただくことや、保育士の体制などの関係から、4月中旬からになります。
- 2 お申込みをいただいても、職員配置等受け入れ体制によっては、保育をお断りさせていただく場合がございます。
- 3 各保育園の土曜日保育については、複数園での合同保育をさせていただきます。